

廃プラ公害根絶の運動

長野晃（廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会）

○ 経過と現状

- ・ 2014年冬、住民運動開始以来14年になる。
- ・ 住宅地に近い二つの廃プラ施設建設の発端は、部落解放同盟1部幹部が、同和対策特別措置法の終了による収入減対策として、廃プラをリサイクルする国の法律改正に乗った事業です。私たちは、当時、廃プラの圧縮梱包をおこなう東京・杉並の施設からの排ガスによる杉並病が公害等調整委員会で認められていることを知り、施設の計画に周辺自治会が団結して反対運動を起しました。しかし、寝屋川市、大阪府は業者と一緒に施設建設を進め、操業による有毒ガスによる住民のシックハウス状健康被害も、大阪地裁の仮処分、一審、二進が疫学調査を始め専門家の意見書をことごとく不採用としました。そこで、公害等調整委員会に原因裁定を申し立てしましたが、裁判の一審同様、途中で裁判官などが全員変り、審議の方向がいつぱんに変わり、合計4度の訴えはすべて住民の健康被害を認めずに終わりました。私たちは、これは政治的判断先にありき、住民の健康被害を無視する不当な判断の押し付けと考え、その後も、会報の発行や、民意連の協力による健康診断や、真鍋穰医師による月1回の「ハイプラガイド」の診察治療を3年以上続けています。
- ・ 2015年、寝屋川市の北川法夫新市長は住民の健康被害の訴えを聞くなどし、廃プラ処理の四市施設をなくすことを私たちに表明、初めて希望が持てました。市長はその後、市議会で「リサイクルに適さない廃プラは燃やす（熱リサイクル＝ごみ発電）」旨、表明。市がおこなったアンケート調査でも市長の方針に賛成する回答が70%、現状でよいとする回答が13%になっています。
- ・ ところが、今年3月に稼動する新焼却施設（クリーンセンター）の年間焼却能力は5万6千トン（これまでは9万3600トン）であり、昨年度末の可燃ごみ量は5万8300tであり、このままでは約4000トンの廃プラは燃やせない状況が判明。市は昨年4月、ごみ減量緊急事態宣言を出し、とくに可燃ごみは3年間で一万トン、2017年度は一万トンの減量を目標としています。減量計画一万トンの内、水切り2300t、食品ロス2300t、雑紙5500tとしています。
- ・ 私たちは、市への申し入れ、ごみ減量をテーマにした市との懇談をおこない、提案をおこなってききましたが、現状は下記のとおりで目標どおりに進んでいません。
- ・ 私たちは、ごみ減量には市民ぐるみの運動が必要で、宣伝、組織活動の抜本的な活発化を求めています。そうしてこそ市民の意識と行動が今以上に進み、減量の頭打ち状態を打開できると考えています。
- ・ **ごみ焼却状況**（市のホームページより）
- ・ ●平成29年度は前年比年間削減量約3,000トンを目指しています！
- ・ 目標達成まで、あと 約1,800トン です
- ・ 平成28年度 平成29年度 増減量（単位：トン）
- ・ 4月 4,893 4,686 -207
- ・ 5月 5,197 4,727 -470
- ・ 6月 4,730 4,820 +90
- ・ 7月 4,956 4,540 -415

- ・ 8月 5,000 4,785 -214
- ・ 9月 4,577 4,764 +186
- ・ 10月 4,804 4,781 -23
- ・ 11月 4,852 4,733 -119
- ・ 12月 4,786 4,969 +183
- ・ 合計 57,083 37,837 -989

○ これからの取り組み

- ・ 可燃ごみの減量のうち雑紙（ざつがみ）の目標値が最も多いのですが、そのことが徹底していません。その原因として、雑紙とは新聞紙とダンボールを除いた紙類一般であり折り込み広告、チラシ、雑誌・書籍・封筒・事務用紙などであり紙のリサイクル（再生紙）になることがあまりしられていないことがあげられます。下記に見るように市のホームページに、「雑誌・書籍」は例示されていません。また、公共の施設におかれているゴミ箱にはペットボトル、かん・びん、その他はあっても「紙類」のゴミ箱はたいがい置かれていません。この問題に力を入れるよう行政への働きかけを強めます。

主な雑紙

トイレットペーパーやラップの芯、紙パック、ティッシュペーパーの箱、お菓子箱等の紙箱、はがき、封筒、ダイレクトメールなどこれらはすべて**リサイクル可能です!!**



リサイクル可能な紙類を全てリサイクルすると、年間約 5,500トン の削減に！

◆ 雑紙を可燃ごみに
出さないで！ ◆



■ 古紙回収に出せる紙 ■

- ラップの芯 ○紙パック
- 広告紙 ○ティッシュ箱
- お菓子の箱

- ・ また、どんなゴミがどのような場所でどのくらい出てくるかを調べたゴミ調査結果に基づき、重点的に行政としての対策を強めるよう求めます。
- ・ においては当初より減っていますが、「匂いへの慣れ」「施設での消臭剤の大量使用」などもあります。ところが最近でも、眼がかゆい、鼻水がとまらない、喉の調子がおかしいなどで医者に行っても治らずに、真鍋医師の診察を受ける人が後を断ちません。
- ・ 廃プラウオッシングニュースで健康被害はなくなっていないことを繰り返し知らせていきます。新しくできた市の健康部への症状の訴えを引き続きおこないことなど健康被害がなくなるまで言い

続けること。

- ・ 四市組合の操業の問題点について質問と要望をおこないましたが、①排出ガスの排出量が想定の3倍であること、②活性炭の効果が調査されていないこと(無駄使いの疑いあり)、③排出ガスの90%がブタン類であり、それだけでは直ちに健康に影響しないが、大気中で太陽光による光化学反応でホルムアルデヒドや光化学スモッグ(オキシダント)がはっせいすることなどの新しい知識に基づく検証がおこなわれていないこと ④電光掲示板に掲載されているTVOC(総揮発性有機化合物)濃度の参考値が法令に無いなど、についてまともな回答がありません。こうした問題についても行政の理解を問い、必要な検証、改善を要求していきます。
- ・ ブタン類によるホルムアルデヒド等の発生について、専門家の研究に協力し、廃プラ病の原因究明をすすめます。
- ・ 化学物質による健康被害はどこでも誰にでも起こりうる問題であり、大阪府へのうったえなどこれまで公害を無くす会の皆様がおこなっていただいているご協力を引きつづきお願いいたします。